

大阪府 令和6年度バイオプラスチック製品開発支援事業補助金 Q&A

令和6年5月28日現在

質問	回答	質問日
<p>1 自らはバイオプラスチック製品の製造を行う事業者ですが、連携先企業としてプラスチック利活用企業を選定するにあたって、業種の制限はありますか？ 小売業など、製品の販売や提供といった具体的なビジネスを行っている企業と連携する必要がありますでしょうか？</p>	<p>本補助金の連携事業者について、業種の制限はありません。 バイオプラスチック製品のビジネス化に向けて、製品開発に取り組むうえで、適切な相手先と連携をお願いします。</p>	<p>5月21日</p>
<p>2 バイオプラスチック製品の開発における物性試験等を、外部の公設試験研究機関等に依頼するための費用も補助対象経費になりますでしょうか。またその場合、細目は製品開発費のうち、開発事業費となりますか？もしくは開発委託費でしょうか？</p>	<p>お示しの物性試験等を外部の公設試験機関等に依頼するための費用も補助の対象となります。経費計上される場合は、事業計画書の記入例p7に記載の通り、経費配分案の細目における開発事業費のうち、試験分析費として計上ください。</p>	<p>5月27日</p>
<p>3 バイオプラスチックの定義について以下2点うかがいたく思います。 1) バイオマスプラスチックまたは生分解性プラスチックが50%よりも多く含んでいる場合にはバイオプラスチックの定義に該当しますでしょうか。例えば食品から発生する残渣や植物由来資源などのいずれかの資源を単一素材として51%含み、残りはポリエチレンやポリプロピレンなどのプラスチックと添加剤という構成の場合にバイオプラスチックの定義に該当するかどうかをうかがいたいです。 2) バイオマスプラスチックや生分解性プラスチックの証明について様々な認証機関がありますが、認証機関の指定はありますか？</p>	<p>1) 例示されている食品から発生する残渣や植物由来資源を単一素材として含み、残りはポリエチレンやポリプロピレンなどのプラスチックと添加剤という構成の場合は、本補助金の公募要領p1で定義している「バイオプラスチック（原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材）」に該当します。 2) 認証機関の指定はありません。</p>	<p>5月28日</p>